

<中小企業省力化投資補助金> 制度拡充のご案内

2026年1月22日

会員事業所の皆様へ

平素から、当所諸活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

人手不足に直面する中小企業等の生産性向上を支援する「中小企業省力化投資補助金」につきまして、多くの会員事業所様から「カタログ型」における小規模事業者への補助上限額の引き上げをご要望いただいていたところ、令和7年度補正予算により以下のとおり拡充されましたので、ご案内いたします。

併せて、「一般型」においても、**補助率の変更（拡充）**がございました。

これらの変更内容および申請手続きの流れを解説する動画を中小企業庁に作製いただきましたので、ご確認いただきますと幸いです。

1. カタログ型の拡充内容

従業員規模が小さい事業者の補助上限額を引き上げる。

従業員数	改訂前(現行):補助上限額	改訂後:補助上限額
5人以下	200万円(300万円)	500万円(750万円)
6~20人	500万円(750万円)	750万円(1,000万円)
21人以上	1,000万円(1,500万円)	1,000万円(1,500万円)

※大幅な賃上げを行う場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

2. 一般型の拡充内容

補助金額が1,500万円を超える部分については、補助率が1/3となっていたが、1,500万円までの補助率(1/2もしくは1/3)と同様とする。

事業者	改訂前(現行):補助率	改訂後:補助率
中小企業	補助金額1,500万円まで:1/2(2/3) 1,500万円を超える部分:1/3	一律 1/2(2/3)
小規模事業者/再生事業者	補助金額1,500万円まで:2/3 1,500万円を超える部分:1/3	一律 2/3

※大幅な賃上げを行う場合、()内の値に補助率を引き上げ

3. 解説動画 こちらをご覧ください。

<https://drive.google.com/file/d/1ubpwAzoopLzclUCSp8srJtHZKQfw49rE/view?usp=sharing>

4. 適用開始時期 2026年3月頃を予定しています。

5 中小企業省力化投資補助金事務局 <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>